

さ情審査答申第244号
令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年9月22日付けで貴職から受けた、「個人情報一部開示決定通知書(子
子北児第990号/令和2年9月24日)で開示された個人情報でP10/18
に記載された内容(*1の黄色部分)」(以下「本件対象個人情報」という。)の
不訂正決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、
次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年10月26日付け子北児第1199号によ
り、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当であ
る。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいた
ま市条例第18号。以下「条例」という。)第25条第1項に基づく本件対
象個人情報の訂正請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件
対象個人情報の訂正を求めるものである。

2 審査請求の理由

(省略)

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容及び理由

審査請求人が訂正を求めた個人情報は、北部児童相談所が外部機関か
ら受けた連絡内容を審査請求人に伝えた旨を記載したものであり、記載
内容に誤りはないため、不訂正決定処分としたものである。

2 審査請求人の主張について

のではない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 9月26日	諮問の受理（諮問第575号）
②	令和 4年12月15日	審議
③	令和 5年 4月20日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 6月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)